裁判所法の一部を改正する法律新旧対照条文

裁判所法 (昭和二十二年法律第五十九号)

		1					AA-1						~~	
最高競判所は、俢習資金の資ラを受けた者が災害、傷病その也や	බ ං	修習資金の額及び返還の期限は、最高裁判所の定めるところによ	において同じ。)を貸与するものとする。	その修習に専念することを確保するための資金をいう。以下この条	習生に対し、その申請により、無利息で、修習資金(司法修習生が	修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、司法修	第六十七条の二 (修習資金の貸与等) 最高裁判所は、司法修習生の	、最高裁判所がこれを定める。	前項に定めるもののほか、第一項の修習及び試験に関する事項は		り、その修習に専念しなければならなり。	司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところによ	第六十七条 (修習・試験) (略)	改 正 案
							(新設)	ි ං	第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定め	間を超える部分については、この限りでない。	。 ただし、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期	司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける	第六十七条 (修習・試験) (同上)	現行

(傍線部分は改正部分)

な事項は、最高裁判所がこれを定める。
前各項に定めるもののほか、修習資金の貸与及び返還に関し必要
は、その修習資金の全部又は一部の返還を免除することができる。
は身体の障害により修習資金を返還することができなくなつたとき
最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しく
第二十六条の規定は、適用しない。
国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号)
は、その返還の期限を猶予することができる。この場合においては
むを得ない理由により修習資金を返還することが困難となつたとき

(傍線部分は改正部分)

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)

給与については、	法律第六十五号) は、これを廃止する。 といっと といっと としき 法律第六十五号)	第十四条(裁判官の報酬等の応急的措置に関する法律(昭和二十二年)第十四条(裁	改 正 案
ては、なお従前の例による。	五号)は、これを廃止する。但し、司法修習生の受ける	裁判官の報酬等の応急的措置に関する法律(昭和二十二年	現行